

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名:

受験者名:

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。

【 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

【 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。

【 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。

【 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示した後でなければ、これを実施してはならない。

【 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

【 】

8. 自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

【 】

9. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【 】

10. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。

【 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時()しておかなければならない。

[ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた()を受けさせなければならない。

[ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断]

18. 自動車の()は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

[ア. 所有者 イ. 使用者 ウ. 運転者]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から()年間と定められている。

[ア. 1 イ. 3 ウ. 5]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の()を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。

[ア. 履歴書 イ. 乗務員台帳 ウ. 乗務員証]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者等に対し対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び()について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

[ア. 運賃収入 イ. 運行の状況 ウ. 健康状態]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後100日以内に()を行政庁に提出する義務がある。

[ア. 輸送実績報告書 イ. 事業報告書 ウ. 事故報告書]

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者の()は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[ア. 代表者 イ. 運行管理者 ウ. 従業員]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の()
を記載した()を発行しなければならない。

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書 オ. 運行指示書
カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ()で定めるところにより()を表示しなければ、
運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の()、運行時の状態等から判断した()に国土交通省令
で定める技術上の基準により、()、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項に
ついて、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、()についての公証等を行い、並びに安全性の確保
及び()その他の環境の保全並びに整備についての()を図り、併せて自動車の整備事業
の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員のサービス

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び()の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の()に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ()に運輸を遂行するように努めなければならない。
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の()の確保のために遵守すべき事項及び()についての規律を定めなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

- ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。(道路運送法第9条の2、同法施行規則第10条の2)

【 × 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条)

【 ○ 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 × 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。(道路運送法第14条)

【 ○ 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示した後でなければ、これを実施してはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第4条)

【 ○ 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

【 ○ 】

8. 自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法第95条)

【 ○ 】

9. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)

【 ○ 】

10. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条第1項第2号)

【 × 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条)

【 × 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第33条)

【 × 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。(旅客自動車運送事業運輸規則第42条)

【 × 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条)

【 × 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。(道路運送法第27条1項、運輸規則第37条第2項)

【 ○ 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(**イ: 選任**)しておかなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

[ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(**ウ: 適性診断**)を受けさせなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

[ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断]

18. 自動車の(**イ: 使用者**)は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

[ア. 所有者 イ. 使用者 ウ. 運転者]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から(**ア: 1**)年間と定められている。(道路運送車両法第48条、自動車点検基準第4条)

[ア. 1 イ. 3 ウ. 5]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の(**イ: 乗務員台帳**)を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第37条1項)

[ア. 履歴書 イ. 乗務員台帳 ウ. 乗務員証]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者等に対し対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び(**イ: 運行の状況**)について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)

[ア. 運賃収入 イ. 運行の状況 ウ. 健康状態]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後100日以内に(**イ: 事業報告書**)を行政庁に提出する義務がある。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

[ア. 輸送実績報告書 イ. 事業報告書 ウ. 事故報告書]

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者の(**イ: 運行管理者**)は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。(旅客自動車運送事業運輸規則第48条)

[ア. 代表者 イ. 運行管理者 ウ. 従業員]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の(**力: 計算基礎**)を記載した(**ア: 領収証**)を発行しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第10条)

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書 オ. 運行指示書
カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ(**ウ: 国土交通省令**)で定めるところにより(**ケ: 検査標章**)を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の(**チ: 走行距離**)、運行時の状態等から判断した(**オ: 適切な時期**)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(**ク: 灯火装置の点灯**)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、(**ア: 所有権**)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(**チ: 公害の防止**)その他の環境の保全並びに整備についての(**力: 技術の向上**)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び(**ケ: 交通**)の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の(**サ: 状態**)に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ(**ス: 迅速**)に運輸を遂行するように努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の(**ア: 運行の安全**)の確保のために遵守すべき事項及び(**ツ: 乗務員の服務**)についての規律を定めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上